

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、シティユーワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

## 中華人民共和国対外貿易法

（1994年5月12日第8期全国人民代表大会常務委員会第7回会議採択

2004年4月6日第10期全国人民代表大会常務委員会第8回会議第1回全面改正

2016年11月7日第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議「『中華人民共和国対外貿易法』等12件の法律の改正に関する決定」に基づき第1回改正

2022年12月30日第13期全国人民代表大会常務委員会第38回会議「『中華人民共和国対外貿易法』の改正に関する決定」に基づき第2回改正

2025年12月27日第14期全国人民代表大会常務委員会第19回会議第2回全面改正、  
2026年3月1日施行)

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 対外貿易事業者
- 第3章 貨物輸出入及び技術輸出入
- 第4章 国際サービス貿易
- 第5章 対外貿易と関係のある知的財産権の保護
- 第6章 対外貿易秩序
- 第7章 対外貿易調査
- 第8章 対外貿易救済
- 第9章 対外貿易促進
- 第10章 法的責任
- 第11章 附則

### 第1章 総則

第1条 高水準の対外開放を推進し、対外貿易の高品質な発展を推し進め、対外貿易秩序を維持し、対外貿易事業者の適法な権益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進し、国家の主権・安全及び発展の利益を維持するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 本法は、対外貿易及び対外貿易と関係のある知的財産権の保護に適用する。

本法において対外貿易とは、貨物輸出入、技術輸出入及び国際サービス貿易をいう。

第3条 対外貿易業務においては、国の経済・社会の発展への寄与及び貿易強国建設の推進を堅持しなければならない。

第4条 國務院対外貿易主管部門は、本法によって、全国の対外貿易業務を主管する。

第5条 国は、統一的な対外貿易制度を実行して、対外貿易の発展を奨励し、公平で自由な

対外貿易秩序を維持する。

第6条 国は、国際的な高基準の経済貿易ルールとの整合性を主体的に図り、国際経済貿易ルールの制定に積極的に関与して、多国間貿易体制及び公平・公正な国際経済貿易秩序を維持し、高基準の自由貿易圏ネットワークを拡大し、開放・協力環境を最適化し、開放型世界経済の建設を推し進める。

第7条 国は、国際的に通用するルールと整合のとれた貿易政策に係るコンプライアンスの仕組みを確立する。

国務院の部門、県級以上の地方人民政府及びその部門は、対外貿易、対外貿易と関係のある知的財産権等の面に関わる政策措置を制定する際に、国の関係規定に従って、貿易政策に係るコンプライアンス評価を展開しなければならない。

第8条 中華人民共和国は、平等互惠の原則に基づいて、他の国及び地域との貿易関係を促進及び発展させ、関税同盟協定、自由貿易圏協定等の地域経済貿易協定について締結又は加盟をし、地域経済組織に加盟する。

第9条 中華人民共和国は、対外貿易の面において、締結若しくは加盟した国際条約・協定に基づき最恵国待遇、内国民待遇等の待遇を他の締約国・加盟国に与え、又は互惠・対等の原則に基づき最恵国待遇、内国民待遇等の待遇を相手国に与える。

第10条 いずれかの国又は地域が貿易の面において、中華人民共和国に対し、差別的な禁止、制限又はその他これらに類する措置を講じた場合には、中華人民共和国は、実際の状況に基づいて、当該国又は当該地域に対し、相応の措置を講ずることができる。

## 第2章 対外貿易事業者

第11条 本法において対外貿易事業者とは、法により经营主体登記又はその他の業務執行手続をし、本法及びその他の関係する法律・行政法規の規定によって対外貿易活動に従事する個人・組織をいう。

第12条 対外労務合作に従事する場合には、対外労務合作の経営資格を法により取得しなければならない。具体的な方法については、国務院が定める。

対外請負工事に従事する場合には、国の関係規定に従って届出を行わなければならない。法律・行政法規の規定により認可を経る必要がある場合には、関係規定による。

第13条 国は、一部の貨物の輸出入に対し、国営貿易管理を実行することができる。国営貿易管理が実行される貨物の輸出入業務は、授權を経た企業のみが経営することができる。但し、いくつかの国営貿易管理貨物の輸出入業務で、国が非授權企業による経営を認めているものを除く。

国営貿易管理が実行される貨物及び授權を経た経営企業の目録は、国務院対外貿易主管部門が国務院のその他の関係部門と共同して制定し、調整し、かつ、発布する。

本条第1項の規定に違反し、国営貿易管理が実行される貨物を無断で輸出入するものについて、税関は、これを通関させない。

第14条 対外貿易事業者は、他人の委託を受け、経営範囲内において、対外貿易業務を代行することができる。

第15条 対外貿易事業者は、国務院対外貿易主管部門又は国務院のその他の関係部門が法により定めた規定に従って、関係部門に対し、その対外貿易経営活動と関係のある文書

及び資料を提出しなければならない。関係部門は、提供者のために、商業秘密を保持しなければならない。

### 第3章 貨物輸出入及び技術輸出入

第16条 国は、貨物及び技術の自由な輸出入を認める。但し、法律・行政法規に別段の定めがある場合を除く。

第17条 国務院対外貿易主管部門は、輸出入状況のモニタリングの必要を踏まえ、一部の自由輸出入貨物に対して輸出入自動許可を執行し、かつ、その目録を発布することができる。

自動許可が実行される輸出入貨物について、荷受人・荷送人が税関の申告手続をする前に自動許可申請を提出した場合には、国務院対外貿易主管部門又は当該部門が委託した機構はこれを許可しなければならない。税関は提出された自動許可証明に基づいて検査・通関手続をする。

自由輸出入に該当する技術を輸出入する場合には、国務院対外貿易主管部門又は当該部門が委託した機構に対し、契約届出登記手続をしなければならない。

第18条 国は、次の各号に掲げる理由により、関係する貨物・技術の輸出入を禁止若しくは制限し、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (一) 国家の安全、社会公共の利益又は公衆道徳を維持するため。
- (二) 人の健康又は安全を保護し、動物・植物の生命又は健康を保護し、環境を保護するため。
- (三) 金又は銀の輸出入と関係のある措置を実施するため。
- (四) 国内供給が不足しているとき。又は枯渇する虞のある自然資源を有効に保護するため。
- (五) 仕向先である国又は地域の市場のキャパシティに限りがあるとき。
- (六) 輸出秩序に著しい混乱が生じたとき。
- (七) 国内の特定の産業の確立又は確立加速のため。
- (八) 農業・牧畜業・漁業製品（形態の如何を問わない。）に対し、輸入を制限する必要があるとき。
- (九) 国の国際金融における地位及び国際収支バランスを保障するため。
- (十) 法律・行政法規の規定により、その他関係する貨物・技術の輸出入を禁止若しくは制限し、又はその他の必要な措置を講ずる必要があるとき。
- (十一) 中華人民共和国が締結又は加盟する国際条約・協定の規定に基づき、その他関係する貨物・技術の輸出入を禁止若しくは制限し、又はその他の必要な措置を講ずる必要があるとき。
- (十二) その他関係する貨物・技術の輸出入を禁止若しくは制限し、又はその他の必要な措置を講ずる必要があるとき。

第19条 国は、核分裂性・核融合性物質又はかかる物質から誘導された物質と関係のある貨物・技術の輸出入、及び武器、弾薬又はその他の軍需品と関係のある輸出入に対し、あらゆる必要な措置を講じて国家の安全を維持することができる。

戦時若しくは国際関係におけるその他の緊急事態の場合、又は国際的な平和及び安全

を維持するために、国は、貨物・技術輸出入の面において、あらゆる必要な措置を講ずることができる。

第20条 国務院対外貿易主管部門は、国務院のその他の関係部門と共同して、本法第18条及び第19条の規定により、輸出入を禁止又は制限する貨物・技術の目録を制定し、調整し、かつ、発布する。

国務院対外貿易主管部門は、又は当該部門と国務院のその他の関係部門とが共同して、国務院の認可を経た場合には、本法第18条及び第19条に定める範囲内において、前項所定の目録以外の特定の貨物・技術の輸出入の禁止又は制限を臨時的に決定することができる。

第21条 国は、輸出入が制限される貨物に対しては割当て・許可証等の方式による管理を実行し、輸出入が制限される技術に対しては許可証管理を実行する。

割当て・許可証管理が実行される貨物・技術は、国務院の規定に従い、国務院対外貿易主管部門の許可を経た場合又は当該部門と国務院のその他の関係部門との共同した許可を経た場合に限り、輸入又は輸出することができる。

国は、一部の輸出入貨物に対し、関税割当管理を実行することができる。

第22条 輸出入貨物の割当て及び関税割当ては、国務院対外貿易主管部門又は国務院のその他の関係部門が各自の職責範囲内において、公開、公平、公正及び効果・利益の原則に従い分配を行う。具体的な方法については、国務院が定める。

第23条 対外貿易事業者は、法により加工貿易を展開し、全部又は一部の材料・部品を輸入して、加工、組立て又は修繕を経た後に完成品を再輸出することができる。

加工貿易貨物に対し、国に禁止又は制限の規定がある場合には、対外貿易事業者は、これを遵守しなければならない。国務院対外貿易主管部門は、国務院のその他の関係部門と共同して、加工貿易禁止・制限類貨物目録を制定し、調整し、かつ、発布する。

加工貿易に係る輸入材料・部品又は完成品で再輸出できないものは、法により内販に切り替えることができる。内販に切り替えた加工貿易に係る輸入材料・部品又は完成品が割当て・許可証管理又は関税割当管理の実行される貨物に該当する場合には、割当証明、許可証又は関税割当証明を取得しなければならない。

第24条 国は、統一的な商品合格評定制度を実行し、輸出入商品の認証・検査・検疫については、関係する法律・行政法規の規定により行う。

第25条 国は、輸出入貨物に対して原産地管理を行う。輸出入貨物の原産地の具体的な確定は、関係する法律並びに国務院及びその関係部門の規定により執行する。

第26条 文化財並びに野生動物・植物及びその製品等に対し、その他の法律・行政法規に輸出入を禁止又は制限する規定がある場合には、関係する法律・行政法規の規定により執行する。

#### 第4章 国際サービス貿易

第27条 国は、越境取引、国外消費、商業拠点、人の移動等の各種態様による国際サービス貿易の展開を奨励する。

第28条 国務院対外貿易主管部門及び国務院のその他の関係部門は、本法及びその他の関係する法律・行政法規の規定により、国際サービス貿易に対して管理を行う。

第29条 国は、次の各号に掲げる理由により、関係する国際サービス貿易を禁止若しくは制限し、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (一) 国家の安全、社会公共の利益又は公衆道徳を維持するため。
- (二) 人の健康又は安全を保護し、動物・植物の生命又は健康を保護し、環境を保護するため。
- (三) 国内の特定のサービス産業の確立又は確立加速のため。
- (四) 国の外貨収支バランスを保障するため。
- (五) 法律・行政法規の規定により、その他関係する国際サービス貿易を禁止若しくは制限し、又はその他の必要な措置を講ずる必要があるとき。
- (六) 中華人民共和国が締結又は加盟する国際条約・協定の規定に基づき、その他関係する国際サービス貿易を禁止若しくは制限し、又はその他の必要な措置を講ずる必要があるとき。
- (七) その他関係する国際サービス貿易を禁止若しくは制限し、又はその他の必要な措置を講ずる必要があるとき。

第30条 国は、軍事と関係のある国際サービス貿易、及び核分裂性・核融合性物質又はかかる物質から誘導された物質と関係のある国際サービス貿易に対し、あらゆる必要な措置を講じて国家の安全を維持することができる。

戦時若しくは国際関係におけるその他の緊急事態の場合、又は国際的な平和及び安全を維持するために、国は、国際サービス貿易の面において、あらゆる必要な措置を講ずることができる。

第31条 国は、国外サービス提供者が越境取引、国外消費又は人の移動の態様にて展開する国際サービス貿易（以下、越境サービス貿易と総称する。）に対し、越境サービス貿易ネガティブリスト管理制度を実行する。

国務院対外貿易主管部門は、国務院のその他の関係部門と共同して、越境サービス貿易ネガティブリストを制定し、調整し、かつ、発布する。

国外サービス提供者は、商業拠点の態様にて国際サービス貿易を展開する場合には、「中華人民共和国外商投資法」等の法律・行政法規の規定を遵守しなければならない。

中華人民共和国が締結又は加盟する国際条約・協定に、国際サービス貿易の展開に対してより優遇的な規定がある場合には、関係規定に従って執行することができる。

## 第5章 対外貿易と関係のある知的財産権の保護

第32条 国は、対外貿易と関係のある知的財産権の保護を強化し、知的財産権に関する法律・行政法規によって、対外貿易と関係のある知的財産権を保護する。

輸入貨物が知的財産権を侵害し、かつ、対外貿易秩序に危害を及ぼす場合には、国務院対外貿易主管部門は、権利侵害者が生産・販売する関係貨物の輸入を一定期間内において禁止する等の措置を講ずることができる。

第33条 国は、対外貿易と関係のある知的財産権の国際交流・協力を展開し、対外貿易と関係のある知的財産権の対外交渉を積極的に推進し、海外の知的財産権に係る早期警戒及び権利維持援助情報プラットフォームを確立して健全化し、対外貿易事業者の知的財産権に係るコンプライアンス水準及びリスク対応能力を引き上げる。

第34条 被許諾者が許諾契約中の知的財産権の有効性について争うことを妨げ、強制的な一括実施許諾を行い、許諾契約中に排他的なグラント・バック条件を定める等の行為が知的財産権の権利者にあり、かつ、対外貿易の公平な競争秩序に危害を及ぼす場合には、国務院対外貿易主管部門は、必要な措置を講じて危害を除去することができる。

第35条 他の国又は地域が知的財産権の保護の面において中華人民共和国の個人・組織に内国民待遇を与えず、又は中華人民共和国を出所とする貨物・技術若しくはサービスに対して十分かつ有効な知的財産権の保護を与えることができない場合には、国務院対外貿易主管部門は、本法及びその他の関係する法律・行政法規の規定により、かつ、中華人民共和国が締結又は加盟する国際条約・協定に基づき、当該国又は当該地域との対外貿易に対し、必要な措置を講ずることができる。

## 第6章 対外貿易秩序

第36条 対外貿易活動において、反独占・反不正競争に関する法律・行政法規の規定に違反し、独占又は不正競争行為を実施してはならない。

対外貿易活動において独占又は不正競争行為を実施し、市場の公平な競争に危害を及ぼす場合には、反独占・反不正競争に関する法律・行政法規の規定により処理する。

第37条 対外貿易活動において、次の各号に掲げる行為があってはならない。

- (一) 輸出入貨物の原産地表示の偽造・変造、輸出入貨物の原産地証明書、輸出入割当証明、輸出入許可証、関税割当証明又はその他の輸出入証明文書の偽造・変造又は売買
- (二) 輸出に課される国内段階税の納付の回避、輸出税還付の騙取
- (三) 密輸
- (四) 法律・行政法規に定める認証・検査・検疫の回避
- (五) 法律・行政法規の規定に違反するその他の行為

第38条 対外貿易事業者は、対外貿易活動において、税関監督管理、外貨管理、データセキュリティ保護等の関係規定を遵守しなければならない。

第39条 本法の規定に違反し、対外貿易秩序に危害を及ぼす場合には、国務院対外貿易主管部門は、社会に対して公告し、かつ、必要な措置を講じて危害を除去することができる。

第40条 国務院対外貿易主管部門は、次の各号に掲げる事由のいずれかがある国外の個人・組織に対し、中華人民共和国と関係のあるその貨物・技術の輸出入及び国際サービス貿易を禁止又は制限する等の措置を講ずることができる。

- (一) 中華人民共和国の主権・安全及び発展の利益に危害を及ぼすとき。
- (二) 正常な市場取引原則に違反し、中華人民共和国の個人・組織との正常な取引を中絶して、中華人民共和国の個人・組織の適法な権益を著しく損なうとき。
- (三) 中華人民共和国の個人・組織に対して差別的な措置を講じ、中華人民共和国の個人・組織の適法な権益を著しく損なうとき。

いかなる個人・組織も、前項所定の措置を迂回する行為のために、代理、貨物運送、配達、税関申告、倉庫保管、第三者取引プラットフォームサービス等のサポート、協力及び便宜を与えてはならない。

## 第7章 対外貿易調査

第41条 対外貿易秩序を維持するため、国務院対外貿易主管部門は、自ら、又は国務院のその他の関係部門と共同して、法律・行政法規の規定により、次の各号に掲げる事項について、調査を行うことができる。

- (一) 貨物輸出入、技術輸出入及び国際サービス貿易の、国内産業及びその競争力に対する影響
- (二) 関係する国又は地域の、貿易と関係のある障壁
- (三) アンチダンピング、補助金相殺又はセーフガード措置等の対外貿易救済措置を法により講ずるべきか否かを確定するために調査する必要がある事項
- (四) 対外貿易救済措置を迂回する行為
- (五) 対外貿易中の国家の安全・利益に関する事項
- (六) 本法第10条、第32条第2項、第34条及び第35条の規定を執行するために調査する必要がある事項
- (七) その他対外貿易秩序に影響を及ぼし、調査する必要がある事項

第42条 対外貿易調査を発動する場合には、国務院対外貿易主管部門が公告を發布する。調査は、書面質問状、公聴会の開催、実地調査、委託調査等の方式を採用して行うことができる。

国務院対外貿易主管部門は、調査結果に基づいて、調査報告を提出し、又は処理裁定を下し、かつ、公告を發布する。

第43条 関係する個人・組織は、対外貿易調査に連携・協力しなければならない。

国務院対外貿易主管部門及び国務院のその他の関係部門並びにそれらの職員は、対外貿易調査の過程において知り得た国家秘密、業務秘密、商業秘密、個人のプライバシー及び個人情報を漏洩し、又は不法に他人へ提供してはならない。

## 第8章 対外貿易救済

第44条 国は、対外貿易調査の結果に基づき、適切な対外貿易救済措置を講ずることができる。

第45条 他の国又は地域の製品が正常価額を下回るダンピング方式にて我が国の市場に入り込み、既に確立している国内産業に対して実質的な損害をもたらし、若しくは実質的な損害のおそれを生じさせ、又は国内産業の確立を実質的に遅延させた場合には、国は、アンチダンピング措置を講じて、このような損害若しくは損害のおそれ又は遅延を除去又は軽減することができる。

第46条 他の国又は地域の製品が正常価額を下回って第三国市場に輸出され、我が国の既に確立している国内産業に対して実質的な損害をもたらし、若しくは実質的な損害のおそれを生じさせ、又は我が国の国内産業の確立を実質的に遅延させた場合には、国内産業の申請に応じ、国務院対外貿易主管部門は、当該第三国政府と協議を行って、適切な措置を講ずるよう要求することができる。

第47条 輸入した製品が、輸出国又は地域が与える、形態の如何を問わない、特定性を有

する補助金を直接又は間接的に受けており、既に確立している国内産業に対して実質的な損害をもたらし、若しくは実質的な損害のおそれを生じさせ、又は国内産業の確立を実質的に遅延させた場合には、国は、補助金相殺措置を講じて、このような損害若しくは損害のおそれ又は遅延を除去又は軽減することができる。

第48条 輸入製品の数量が大きく増加したために、同種の製品又はそれと直接競合する製品を生産する国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれをもたらされた場合には、国は、必要なセーフガード措置を講じて、このような損害又は損害のおそれを除去又は軽減することができ、かつ、当該産業に対して必要なサポートを与えることができる。

第49条 他の国又は地域のサービス提供者が我が国に提供するサービスが増加したために、同種のサービス又はそれと直接競合するサービスを提供する国内産業に損害をもたらされ、又は損害のおそれが生じた場合には、国は、必要な救済措置を講じて、このような損害又は損害のおそれを除去又は軽減することができる。

第50条 第三国が輸入を制限したために、いずれかの製品の我が国の市場への流入量の大きな増加を招くこととなり、既に確立している国内産業に対して損害をもたらし、若しくは損害のおそれを生じさせ、又は国内産業の確立を遅延させた場合には、国は、必要な救済措置を講じて、当該製品の輸入を制限することができる。

第51条 中華人民共和国と経済貿易条約・協定を締結し、又は共同加盟している国又は地域が条約・協定の規定に違反したことにより、中華人民共和国が当該条約・協定に基づき享有している利益が失われ、若しくは損なわれ、又は条約・協定の目標の実現が遅延することとなった場合には、中華人民共和国政府は、上記の行為を終了して適切な救済措置を講ずるよう、関係する国又は地域の政府に要求する権利を有し、かつ、関係する条約・協定に基づいて、関連義務の履行を中止又は終了することができる。

関係する条約・協定に定める紛争解決の仕組みが正常に機能することができないことにより、中華人民共和国が当該条約・協定に基づき享有している利益が失われ、若しくは損なわれ、又は条約・協定の目標が実現不能となった場合には、中華人民共和国政府は、実際の状況に基づいて、相応の措置を講ずることができる。

第52条 国務院対外貿易主管部門は、本法及びその他の関係する法律の規定により、対外貿易に係る二国間又は多国間の協議、交渉及び紛争の解決業務を行う。

第53条 国務院対外貿易主管部門及び国務院のその他の関係部門は、貨物輸出入、技術輸出入及び国際サービス貿易の早期警戒・緊急時対応の仕組みを確立して健全化し、対外貿易中の突発的及び異常な事態に対応して、国の経済安全を維持しなければならない。

国務院対外貿易主管部門は、必要に応じて、関係する国又は地域の貿易政策に対する評価を展開する。

第54条 国は、本法に定める対外貿易救済措置を迂回する行為に対し、本法第45条ないし第51条に定める対外貿易救済措置を調整する等の必要な迂回防止措置を講ずることができる。

第55条 貿易リスク及び貿易環境の変化による影響に対応するため、関係する人民政府は、必要に応じて、WTOルール等に適合した貿易調整支援制度を確立し、貿易調整支援業務を積極的に展開して、産業チェーン及び供給チェーンを安定させることができる。

## 第9章 対外貿易促進

第56条 国は、対外貿易発展戦略を制定し、対外貿易の均衡発展を推し進め、対外貿易促進の仕組みを確立及び完全化し、貿易政策と財政・租税、金融、産業等の政策との一貫性を強化する。

第57条 国は、対外貿易発展の必要に応じて、対外貿易向けの金融機構を確立及び完全化し、保険・保障措置を完全化して、越境金融サービス体系の構築を促進する。

第58条 国は、輸出入金融、輸出信用保険、輸出税還付及びその他対外貿易を促進する方式を通じ、対外貿易を発展させる。

第59条 国は、越境 EC、対外貿易総合サービス等、対外貿易の業態及び態様のイノベーション発展を支持及び促進する。国務院対外貿易主管部門は、国務院のその他の関係部門と共同して、対外貿易に係る新業態・新態様の発展の必要に即した政策措置及び管理制度を確立して健全化しなければならない。

第60条 国は、対外貿易のデジタル化発展を支持し、対外貿易活動における情報技術手段の応用を推し進め、及び強化し、電子 B/L、電子インボイス等の使用を支持し、デジタル証明書、電子署名等の国際相互承認を推し進め、対外貿易のデジタル化及び利便化の水準を引き上げる。

国は、デジタル貿易の発展を支持及び奨励し、デジタル貿易のガバナンス体制を確立して健全化し、デジタル貿易の監督管理の取組みを完全化し、デジタル貿易のイノベーション発展を推進する。

第61条 国は、グリーン貿易体制の確立を加速し、グリーン・低炭素製品の輸出入を奨励し、グリーン貿易と関係のある製品の標準・認証・表示体系の構築を推し進め、グリーン貿易の国際協力を強化する。

第62条 国は、対外貿易公共情報サービス体系を確立し、対外貿易事業者及びその他の社会公衆に対して情報サービスを提供する。

第63条 国は、対外貿易事業者による国際市場の開拓を奨励し、対外貿易事業者がリスクへの予防及び対応をし、対外投資、対外労務合作及び対外請負工事等の様々な形式を採用して、対外貿易を発展させるよう指導及び支援する。

国は、金融、法律、会計、知的財産権保護等に係る専門サービス機構がサービスネットワークを完全化させ、対外貿易事業者による国際市場の開拓、業務の展開、リスク対応、権益維持等のために高品質な専門サービスを提供することを奨励する。

第64条 国は、貿易促進プラットフォームが機能及びサービスの水準を引き上げ、国内外における展示会、オンライン貿易プラットフォーム等の方式にて対外貿易事業者による対外貿易の展開を支援することを支持する。

国は、多面的で強靱な国際輸送回廊体系の構築を支持及び促進し、対外貿易物流サービスを完全化する。

第65条 対外貿易事業者は、関係する協会・商會を法により設立し、及びこれに参加することができる。

関係する協会・商會は、法律・行政法規を遵守し、定款に従って、対外貿易と関係のある生産、営業販売、情報、研修等の面のサービスをその構成員に提供し、協調及び自律の役割を果たし、対外貿易救済措置に関する申請を法により提出し、構成員及び業界の利益を維持し、対外貿易に関する構成員からの提案を政府関係部門に伝え、対外貿易

促進活動を展開しなければならない。

第66条 国は、対外貿易に係る紛争の多元的解決の仕組みを確立して健全化し、対外貿易事業者が調停、仲裁、訴訟等の方式を通じて紛争を解決するために、公正で高効率かつスピーディなルートを提供する。

第67条 中国の国際貿易促進組織は、定款に従って対外連絡を展開し、展覧を行い、情報及びコンサルティングサービスを提供し、並びにその他の対外貿易促進活動をする。

第68条 国は、中・小・微型企業による対外貿易の展開を援助及び促進し、監督管理、資金調達、外貨決済等の面において便宜を図る。

第69条 国は、民族自治地方及び経済後進地区による対外貿易の発展を援助及び促進する。

第70条 国は、対外貿易の人材群建設を支持及び促進し、対外貿易発展の必要に即した各種の人材を育成し、対外貿易の高品質な発展のために人材面のサポートを与える。

## 第10章 法的責任

第71条 本法第13条の規定に違反し、国営貿易管理が実行される貨物を、授權を経ることなく無断で輸出入した場合には、国務院対外貿易主管部門又は国務院のその他の関係部門は、50万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合には、行政処罰決定が効力を生じた日から3年間、国営貿易管理貨物の輸出入業務に対する違法行為者からの従事申請を受理しないこと、又はその他の国営貿易管理貨物の輸出入への従事について、その者へ既に与えられている授權を取り消すことができる。

第72条 本法第17条第3項の規定に違反し、自由輸出入に該当する技術を輸出入するのに契約届出登記手続をしていない場合には、国務院対外貿易主管部門が是正を命じ、警告を行う。是正を拒絶した場合には、5万元以下の過料を科す。

第73条 輸出入禁止に該当する貨物を輸出入した場合、又は輸出入制限に該当する貨物を許可を経ることなく無断で輸出入した場合には、関係する法律・行政法規の規定により税関が処理及び処罰する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

輸出入禁止に該当する技術を輸出入した場合、若しくは輸出入制限に該当する技術を許可を経ることなく無断で輸出入した場合、又は本法第18条及び第19条に定める必要措置を執行しなかった場合には、関係する法律・行政法規の規定により処理及び処罰する。法律・行政法規に定めがない場合には、国務院対外貿易主管部門が是正を命じ、違法所得を没収する。違法所得が50万元以上である場合には、違法所得の相当額以上5倍以下の過料を科し、違法所得がなく、又は違法所得が50万元未満である場合には、50万元以下の過料を科す。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

前二項に定める行政処罰決定が効力を生じた日又は刑事処罰判決が効力を生じた日から、国務院対外貿易主管部門又は国務院のその他の関係部門は、違法行為者が提出した輸出入の割当て若しくは許可証の申請を3年間受理しないこと、又は違法行為者に対し、1年以上3年以下の期間内、関係する貨物若しくは技術の輸出入活動への従事を禁止することができる。

第74条 禁止に該当する国際サービス貿易に従事した場合、若しくは制限に該当する国際サービス貿易に許可を経ることなく無断で従事した場合、又は本法第29条及び第30条に定める必要措置を執行しなかった場合には、関係する法律・行政法規の規定により処

理及び処罰する。法律・行政法規に定めがない場合には、国务院対外貿易主管部門が是正を命じ、違法所得を没収する。違法所得が50万元以上である場合には、違法所得の相当額以上5倍以下の過料を科し、違法所得がなく、又は違法所得が50万元未満である場合には、50万元以下の過料を科す。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する。

国务院対外貿易主管部門は、違法行為者に対し、前項所定の行政処罰決定が効力を生じた日又は刑事処罰判決が効力を生じた日から1年以上3年以下の期間内、関係する国際サービス貿易活動への従事を禁止することができる。

第75条 本法第37条の規定に違反した場合には、関係する法律・行政法規の規定により処罰する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する。

国务院対外貿易主管部門は、違法行為者に対し、前項所定の行政処罰決定が効力を生じた日又は刑事処罰判決が効力を生じた日から1年以上3年以下の期間内、関係する対外貿易活動への従事を禁止することができる。

第76条 本法第40条の規定に違反し、関係する国外の個人・組織と対外貿易活動を行い、又は代理、貨物運送、配達、税関申告、倉庫保管、第三者取引プラットフォームサービス等のサポート、協力及び便宜を与えた場合には、関係する法律、行政法規及び部門規則の規定により処理及び処罰する。法律、行政法規及び部門規則に定めがない場合には、国务院対外貿易主管部門が是正を命じ、違法所得を没収する。違法所得が50万元以上である場合には、違法所得の相当額以上5倍以下の過料を科し、違法所得がなく、又は違法所得が50万元未満である場合には、50万元以下の過料を科す。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する。

国务院対外貿易主管部門は、違法行為者に対し、前項所定の行政処罰決定が効力を生じた日又は刑事処罰判決が効力を生じた日から1年以上5年以下の期間内、関係する対外貿易活動への従事を禁止することができる。

第77条 本法第40条第1項、第73条ないし第76条の規定により、関係する対外貿易活動への従事を禁止されているものについては、禁止期間内において、税関は関係する禁止決定に基づき、関係する輸出入貨物の税関申告・検査・通関手続を受け付けず、中国人民銀行、外貨管理部門及び金融機構は関係する禁止決定に基づき、関係する元転及び外貨転手続並びに外貨收受、外貨支払、越境人民元決済等の資金受払手続を受け付けない。

第78条 本法により対外貿易管理業務に責任を負う部門の職員が職権を濫用し、職務を懈怠し、私利を図って不正行為をし、又は知り得た国家秘密、業務秘密、商業秘密、個人のプライバシー及び個人情報を漏洩し、若しくは不法に他人へ提供した場合には、法によりこれを処分する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する。

本法により対外貿易管理業務に責任を負う部門の職員が職務上の便宜を利用して、他人に金品を要求し、又は不法に他人から金品を受け取って、他人のために利益を図った場合には、法によりこれを処分する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する。

第79条 対外貿易活動の当事者は、本法により対外貿易管理業務に責任を負う部門が行った行政行為に対し不服がある場合には、法により行政再審議を申し立て、又は人民法院に行政訴訟を提起することができる。

## 第11章 附則

第80条 デュアルユース品目、軍需品、核分裂性及び核融合性物質又はかかる物質から誘導された物質並びに其他国家の安全及び利益の維持、拡散防止等の国際義務の履行に関連する貨物・技術、サービス等の品目と関係する対外貿易管理、並びに文化製品の輸出入管理について、法律・行政法規に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第81条 国は、边境地区と隣接国の边境地区との間における貿易及び边境住民による国境貿易に対し、柔軟な措置を講じ、優遇及び便宜を与える。具体的な方法については、国務院又は国務院が授権した関係部門が規定する。

第82条 中華人民共和国の独立関税地域には、本法を適用しない。

第83条 本法は、2026年3月1日から施行する。

（法令原文名称：中华人民共和国对外贸易法）